

名家連ニュース

平成31年3月25日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 599号

《障害保健福祉関係主管課長会議資料》 ③

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組について

ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

平成31年度からは、精神障害者に対する地域住民の理解促進を目的として、本構築推進事業の事業メニューに「普及啓発に係る事業」を追加することとしており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推し進める

本構築推進事業の具体的な実施内容の例について

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ② 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ③ ピアサポートの活用に係る事業
- ④ アウトリーチ支援に係る事業
- ⑤ 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- ⑥ 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- ⑦ 精神障害者の家族支援に係る事業
- ⑧ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ⑨ 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- ⑩ 普及啓発に係る事業
- ⑪ その他地域包括ケアシステムの構築に資する事業



都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用されたい。

イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村、保健所などとの重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。

平成31年度は、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画それぞれの2カ年目にあたりこのような取組を各都道府県等で推進するために、積極的に参加していただきたい。

ウ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

平成30年度より全ての事業メニューにおいて、都道府県、指定都市、保健所設置市及び特別区まで実施できるよう実施主体を拡大。「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成29年2月）において、医療へのアクセスのあり方として、医療導入を検討するための訪問は、保健所を中心に、アウトリーチ事業の活用や福祉を担う市町村と保健所の連携など、行政による対応（保健的アウトリーチ）が考えられるとされており、今後、より積極的にアウトリーチ事業を活用していただきたい。

＝次ページへ続く＝

■ アウトリーチ事業評価検討委員会

アウトリーチ事業の実施に際し、保健・医療・福祉に携わる関係者、当事者、家族等から構成するアウトリーチ事業評価検討委員会を設置するとともに、3カ月に1回以上開催し、アウトリーチチームの活動状況の把握等の業務を行う。

■ 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

都道府県、指定都市、保健所設置市又は特別区は、設定した実施圏域における精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行うため、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしている。

協議会を活用して精神科病院の医師や福祉サービス事業者等の関係機関と自治体が連携をとることが必要である。



■ アウトリーチ事業

保健所等に、保健師や精神保健福祉士等の職員を配置し、協力医とともに地域の精神障害者等に対する相談対応、訪問による早期支援、地域定着支援を行う。関係機関との連絡、調整を図りながら支援を進めるためのケース・カンファレンスの開催等を行う。

■ ピアサポートの活用

都道府県等は、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、当事者としての経験を持ち、障害者の相談に応じ適切なアドバイス等を行うことができる「ピアサポート」が積極的に活用されるよう努めるものとする。

障害年金「家族の心得」シリーズ⑧

《ガイドラインの障害等級の目安》

診断書記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したもの。該当しなければ受給は困難になる。

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5 以上	1 級	1 級又は 2 級			
3.0 以上 3.5 未満	1 級又は 2 級	2 級	2 級		
2.5 以上 3.0 未満		2 級	2 級又は 3 級		
2.0 以上 2.5 未満		2 級	2 級又は 3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 以上 2.0 未満			3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 未満				3 級非該当	3 級非該当

《表の見方》

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽い方から1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。